

令和 8 年度 ボランティア補償制度のご案内

習志野市

習志野市では、市民の皆さんのボランティア活動中の事故を補償し、ボランティア活動を支えるために「習志野市ボランティア補償制度」を実施しています。

皆さんが事前に登録手続きや保険料を負担する必要はありません。

1. 対象となるボランティア活動とは

団体が行う、以下のすべてに該当する活動がボランティア補償制度の対象となる活動です。

● 自らの意思で、不特定多数の人のために行う活動

● 原則として無償の社会貢献的活動

● 団体または市の管理下で行われる活動

※政治、宗教、営利を目的とする活動は除きます。

※ボランティア活動の観覧者や応援者などは対象となりません。

2. ボランティア活動に関する問い合わせの際に必要なもの

事故が起きる前に、ボランティア補償制度の適用となるかを断定することはできませんが、お問い合わせの際は、必ず以下のものをご用意ください。

- ①自発的、計画的、継続的、公益的な活動であることを確認できる書類（事業計画書、チラシ等）
- ②自発的、計画的、継続的、公益的な活動主体の団体の指導者、構成員であることが確認できる名簿、規約

3. 活動をはじめる前に

- ①この補償制度は、ボランティア活動における事故に対して補償されるもので、団体のすべての活動に対して補償されるものではありません。
- ②より広く団体の活動を補償するために、団体独自でスポーツ安全保険等にも加入することをお勧めします。
- ③行事などの場合、主催者は参加者の傷害などを補償する行事保険を掛けることをお勧めします。

【問い合わせ】 習志野市 協働経済部 協働政策課 市民協働推進係

☎047(407)3185

もし事故が起きた場合、すぐに協働政策課までご連絡ください!

補償制度の対象となる事故については裏面へ

4. 対象となる事故とは

- (1) **賠償責任事故** 市民団体の指導者や構成員が、活動中の過失により他者を死傷させた場合、または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うこととなる事故

例 ・清掃ボランティア団体の活動で公園の草刈りをしていた際、停めてあったバイクを誤って破損してしまった。

・町会が主催の夏祭りで、町会役員の模擬店で食中毒が発生してしまった。

区 分	補 償 限 度 額
身 体 賠 償	1 人 6,000 万円 1 事故および期間中限度額 2 億円
財 物 賠 償	1 事故および期間中限度額 100 万円
保 管 物 賠 償	1 事故および期間中限度額 100 万円

- (2) **傷害事故** 市民団体の指導者や構成員が、ボランティア活動中に偶然の事故により死亡または負傷した場合。また、ボランティア活動のために自宅を出発し、帰宅するまでの通常経路の往復途上に発生した事故も含まれます。

細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症による事故も対象となります。

例 ・介護施設で慰問演奏活動を行っていたところ、片付けの際に転倒し、けがをした。

・町会が主催の夏祭りで、町会役員として模擬店を開いた際に鉄板に手が触れてしまい、やけどを負ってしまった。

区 分	補 償 限 度 額
死 亡 補 償 事故発生の日から 180 日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき	1 人 300 万円
後 遺 障 害 補 償 事故発生の日から 180 日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害が生じたとき	1 人 9 万円～300 万円
入 院 補 償 事故発生の日から 180 日までの入院を限度とする	1 人 日額 4,500 円
通 院 補 償 事故発生の日から 180 日までの通院に対し通院日数 90 日を限度とする	1 人 日額 3,000 円

5. 対象とならない事故とは（主な場合）

賠償責任事故

- ・車両の所有、使用または管理に起因する事故
- ・同居の親族に対して負担する損害など

傷害事故

- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行動による場合
- ・脳疾患、疾病、心神喪失、医学的他覚所見の無いむち打ち症または腰痛
- ・山岳登山、ハンググライダー搭乗、居合道、合気道、空手、柔道大会、少林寺拳法、日本拳法、祭礼の山車、みこしへの参加、その他危険な運動など

その他

- ・学校管理下での事故（学校が主催の活動中の事故、保育所、幼稚園、こども園含む）
- ・ボランティア補償制度取扱要領や保険約款にて対象外とする事故

上記の他、参加者の故意、戦争、反乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波の場合は対象外です。